

## 届出除外対象者

適正な有害使用済機器の保管を行うことができる者として、以下の方は届出対象者から除外されており、届出は不要です。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「規則」と言う。）第十三条の二）

① 法の許可等及び特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。）・使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（以下「小型家電リサイクル法」という。）に基づく認定等を受けた者（当該許可等に係る事業場において有害使用済機器の保管を業として行おうとする場合に限る）

・下表に示す許可等の業者が該当します。

表 2 法、家電・小型家電リサイクル法に基づく許可等を受けた者で、有害使用済機器の保管等に関する届出を要しないこととなる者（規則第 1 項第 13 条の 2 第 1 号関係）

対象事業者（※）	届出不要となる処理	
	保管	処分
一般廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）（法第七条第一項）	届出不要	
一般廃棄物処分業者（法第七条第六項）	届出不要	届出不要
一般廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）（法第九条の八第一項）	届出不要	
一般廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）（法第九条の八第一項の認定）	届出不要	届出不要
一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第 9 条の 9 第 2 項第 2 号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）（法第九条の九第一項）	届出不要	
一般廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第 9 条の 9 第 2 項第 2 号に規定する者であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。）を含む。）（法第九条の九第一項）	届出不要	届出不要
産業廃棄物収集運搬業者（積替保管を含む収集運搬に係る許可を受けた者に限る。）（法第十四条第一項）	届出不要	
産業廃棄物処分業者（法第十四条第六項の許可）	届出不要	届出不要
産業廃棄物再生利用認定業者（積替保管を含む収集運搬のみに係る認定を受けた者に限る。）（法第十五条の四の二第一項）	届出不要	
産業廃棄物再生利用認定業者（処分に係る認定を受けた者に限る。）（法第十五条の四の二第一項）	届出不要	届出不要
産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第 15 条の 4 の 3 第 2 項第 2 号に規定する者であって積替施設を有する者に限る。）を含む。）（法第十五条の四の三第一項）	届出不要	
産業廃棄物広域的処理認定業者（その委託を受けて当該認定に係る処理を業として行う者（法第 15 条の 4 の 3 第 2 項第 2 号に規定する者	届出不要	届出不要

であって当該処理の用に供する施設を有する者に限る。)を含む。) (法第十五条の四の三第一項)		
市町村等の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の収集又は運搬を業として行う者(積替保管を含む収集運搬に係る委託を受けた者に限る。)(規則第二条第一号)	届出不要	
再生利用されることが確実であることが適当であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)(規則第二条第二号)	届出不要	
広域的に収集又は運搬することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に収集又は運搬することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)(規則第二条第四号)	届出不要	
市町村の委託(非常災害時における市町村から委託を受けた者による委託を含む。)を受けて一般廃棄物の処分を業として行う者(規則第二条の三第一号)	届出不要	届出不要
再生利用されることが確実であると市町村長が認めた一般廃棄物のみの処分を業として行う者であって市町村長の指定を受けたもの(規則第二条の三第二号)	届出不要	届出不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した一般廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(規則第二条の三第四号)	届出不要	届出不要
再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの収集運搬を業として行う者であって都道府県知事の指定を受けたもの(積替保管を含む収集運搬に係る指定を受けた者に限る。)(規則第九条第二号の指定)	届出不要	
再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた産業廃棄物のみの処分を業として行う者であって当該都道府県知事の指定を受けたもの(規則第十条の三第二号の指定)	届出不要	届出不要
広域的に処分することが適当であるものとして環境大臣が指定した産業廃棄物を適正に処分することが確実であるとして環境大臣の指定を受けた者(規則第十条の三第四号)	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて積替保管を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)	届出不要	
家電リサイクル法第23条第1項の認定を受けた製造業者等の委託を受けて処分を行う者(当該認定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。)	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人	届出不要	届出不要
家電リサイクル法第32条第1項に規定する指定法人の委託を受けて積替保管を行う者(当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為	届出不要	

として行われる場合に限る。)		
家電リサイクル法第 32 条第 1 項に規定する指定法人の委託を受けて処分を行う者（当該指定に係る再商品化及び熱回収に必要な行為として行われる場合に限る。）	届出不要	届出不要
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者 （当該認定を受けた再資源化事業計画（変更があった場合には、その変更後のもの。以下同じ。）に従って積替保管のみを行う場合に限る。）	届出不要	
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者 （当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う場合に限る。）	届出不要	届出不要
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者の委託を受けて積替保管を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って積替保管のみを行う者に限る。）	届出不要	
小型家電リサイクル法第 10 条第 3 項に基づく認定事業者の委託を受けて処分を行う者（当該認定を受けた再資源化事業計画に従って処分を行う者に限る。）	届出不要	届出不要

- ※ 表に掲げる有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理（保管、処分又は再生を業として行おうとするときは、それぞれ保管、処分又は再生）に係る許可等（許可、認定、委託又は指定をいう。以下同じ。）を受けた者が、当該許可等に係る事業場で保管等（当該保管と併せて行う処分又は再生を含む。以下同じ。）を業として行う場合に限る。
- ※ 市町村等の委託については、有害使用済機器の対象品目の廃棄物の処理に係る委託（ただし、当該委託期間に限る。）。
- ※ 表中の処分には再生を含む。

## ② 行政機関（規則第 13 条の 2 第 1 項第 2～4 号）

- ・市町村、都道府県、国

## ③ 有害使用済機器の保管量が少ないこと等により、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれが少ないと考えられる者（規則第 13 条の 2 第 1 項第 5 号）

- ・有害使用済機器の保管の用に供する事業場（二以上の事業場を有する者にあつては、各事業場）の敷地面積が 100m<sup>2</sup> を超えないものを設置する場合

## ④ 有害使用済機器の保管、処分又は再生以外の事業をその本来の業務として行う場合であつて、当該本来の業務に付随して有害使用済機器の保管のみを一時的に行う方（規則第 13 条の 2 第 1 項第 6 号）

- ・故障品を有価取引等で処分する製造業者、展示品を有価取引等で処分するため一時保管する販売業者、機器の修理時に交換後の故障品を回収し、有価取引等で処分するため一時保管する修理業者等が該当します。

**【製造業者等】**

- ・ 自ら製造した製品の工程不良品やリコール品、保証期間内の故障品を処分のため保管する製造業者等
- ・ 型落ち在庫やモニター回収品を処分のため保管する製造業者等

**【販売業者等】**

- ・ 店頭・ショールームでの展示品を処分のため一時保管する小売店等
- ・ カー用品等の購入・取付時に、本業に付随して旧機器を回収し処分のため一時保管するカー用品店
- ・ リース・レンタル終了後の、本業に付随して機器を処分のため一時保管するリース・レンタル会社

**【機器の回収を伴うその他の業】**

- ・ 機器の修理時に新品交換された故障品を回収し処分のため一時保管する修理・メンテナンス業者
- ・ 携行品保険等が適用された破損機器を回収し処分のため一時保管する損害保険会社
- ・ 機器について、本業に付随して回収し処分のため一時保管する小売店